

平成25年(ワ)第46号, 第220号, 平成26年(ワ)第224号

福島原発・いわき市民損害賠償請求事件

原告 伊東 達也 外1572名

被告 国・東京電力ホールディングス株式会社

準備書面(74)

(被告国第19準備書面に対する反論)

2020(令和2)年1月8日

福島地方裁判所いわき支部(合議1係) 御中

原告ら訴訟代理人弁護士

	小野寺	利孝
同	広田	次男
同	鈴木	堯博
同	米倉	勉
同	笹山	尚人
同	渡辺	淑彦
同	坂田	洋介
同	川口	智也
同	久保木	太一

代
代
代
代
代
代
代
代
外代

第1 はじめに

被告国の第19準備書面（以下「被告書面」という）のうち「第1」は、同書面の要旨をまとめたものである。

したがって、本準備書面においては被告書面の「第2」～「第4」に対する反論という形式で主張を行う。

第2 被告書面「第2」に対する反論

被告書面「第2」においては、地震調査研究推進本部（地震本部）は、一般的に「長期評価」の公表に当たり、理学的な成熟性の程度を踏まえて、受け手側においてその取り扱いを十分に検討することを前提としており、「長期評価の見解」についても決定論的に直ちに規制に取り込むべきとの趣旨で公表したものであるとの主張を行っている。

この点に関しては、原告らの第53準備書面の第6の3（49～60頁）、及び61頁の（2）以下において詳細に反論を行って、被告国の主張が誤っていることを明らかにしている。

第3 被告書面「第3」に対する反論

被告国の第19準備書面の「第3」においては、「長期評価」の見解を確率論的安全評価に取り入れるとした被告東電の対応と、これを承認した保安院の対応の正当性が繰り返し述べられている。

この点については、原告らの第59準備書面において、①「長期評価」を確率論の一分岐として取り扱うという被告東電の方針を承認するに至った過程での保安院の対応は、予見義務・調査義務を尽くしたものとはいえず正当化できないこと（原告第59準備書面21頁～38頁）、②確率論で取り扱うことは「長期評価」を決定論に基づく安全規制において考慮しないことを正当化するものではないこととして、それぞれ反論して、被告国の主張が誤っているこ

とを明らかにしているところである。

第4 被告書面「第4」に対する反論

1 被告国の主張

被告書面の「第4」においては、東通原子力発電所の設置許可を例にとって、結果回避可能性に関して敷地への遡上が想定される部分についてのみ防潮堤を設置することに合理性があると主張がなされている。

これは、被告国の主張として、敷地高さを超える津波に対する対策は防潮堤・防波堤によってドライサイトを維持することに限られ、かつその場合は敷地へ遡上が想定される部分への防潮堤を設置することとなるところ、本件津波は、被告東電の2008年推計に基づく津波（想定津波）と異なり、敷地東側全面からの遡上があったので、2008年推計に基づく防潮堤の設置を行っていたとしても、本件事故は回避できなかつたとの主張を繰り返しているところ、被告書面の第4（16～20頁）においては、「敷地へ遡上が想定される部分への防潮堤を設置することとなる」ことを示す実例として、2010（平成22）年12月に設置許可を受けた、被告東電東通原発1号機の例を示すことで、敷地への遡上が想定される箇所に限定された防潮堤設置の合理性を主張しようとするものである。

しかし、被告国の主張は誤りである。以下詳述する。

2 原告らの反論

- (1) まず、そもそも被告国の主張する、敷地へ遡上が想定される部分に限って防潮堤を設置することの合理性については、既に原告ら準備書面(60)の第3の6において、2008年推計にも誤差が伴うことなどを指摘し反論を行い、被告国の主張に合理性がないことがすでに明らかとなっている。

そこで、以下では、被告書面で新たに指摘された東通原子力発電所の事例に関連して反論を補充する。

(2) 被告国は、東通原子力発電所において「敷地への遡上が想定される部分に限定された防潮堤の設置」が合理的なものと判断され設置許可がなされたことと指摘し、特に、その審査の過程においては、津波工学の第一人者である今村文彦氏等も審議に加わってこうした判断がなされたとして、「遡上が想定される部分に限定された防潮堤の設置」という対応の合理性が確認されていると主張する。

しかし、被告国が重視する今村氏自身、平成30年6月12日に、被告東電の元経営者3名に対する本件事故に関する業務上過失致死被告事件（東京地方裁判所）に証人として出廷し、2008年推計を前提とした場合にどの部分に防潮堤を設置すべきであるかという質問に対して、2008年推計によって遡上が想定された南側及び北側に限らず、沖合に防波堤が設置されていて推計上は主要建屋敷地への遡上がなかった敷地東側を含め、海岸線に沿って切れ目のない全面的な防潮堤を設置すべきであると証言している（甲A216号証）。

また、その場合の防潮堤の高さについては、今村氏は、湾内に進入した津波（甲A216号証16頁参照。想定津波は福島第一原発の東側海上に設置された防波堤を乗り越えて福島第一原発専用の湾内に横溢している。）は共振現象¹を引き起こすことが考えられ、推計された津波高さを超えることとなる可能性があることから、「相当の高さ」が必要となると証言しているところである。

これに対して東通原子力発電所の遡上想定箇所は、原子力発電所専用の

¹ 「津波の共振」とは、「湾の一端が外海と通じ、自由に海水が出入りできる湾では、湾の形や大きさ、深さでそれぞれの湾によって異なるが、一定の周期を持った海面水位の振動があり、この一定の周期をその湾の固有周期（セイシュ）と呼ぶ。もし津波の来襲周期（第1波と2波目の時間間隔）とこの湾の固有周期が一致すると、湾内の海水は共振現象を起こして、2波目以降の津波は外海の津波波高の数倍にも増幅されるようになる。」と説明される（今村氏が責任者を務める東北大学災害科学国際研究所・津波工学研究室HPより）。

湾内ではなく防波堤の外側の外洋に面していることから、共振現象を想定する必要のない箇所である、湾内にも津波が横溢する2008年推計とは前提が異なるものなのである。

- (3) 以上より、2008年推計によって敷地への遡上が想定される箇所に対して部分的な防潮堤の設置が想定されるところ、想定津波に対応する防潮堤を設置したとしても、東側前面から遡上する本件津波に対しては防護機能が期待できず、結局、事故は回避できなかったとして結果回避可能性を否定する被告国の主張は、被告国が第一線の専門家として重視する今村氏自身によって否定されているものである。

以 上